

子ども教育課 ☎ 932-1151 (内線 245 番)

小・中学生のための就学援助制度

就学援助制度は、経済的な理由で就学することが困難な児童や生徒に対して学用品費などの援助を行い、教育の機会均等を保障していくことを目的とした制度です。対象となる人は、生活保護を必要とする程度の人、またはこれに準ずる人です（ただし、現在、生活保護を受けている世帯は対象になりません）。なお、この就学援助の申請は毎年行わなければいけません。

●申請受付期間 6月2日(月)～30日(月)
(土・日曜日は除く) 8:30～17:15
(ただし、6月18日(水)は20:00まで受け付けます)

小・中学校でも、5月下旬に子どもさんを通じてお知らせのプリントを配布しますが、申請にあたっては、まず、役場子ども教育課窓口にお越しください。

税務課 ☎ 932-1151 (内線 132 番)

平成20年度(平成19年1月～12月分)の所得証明書などの発行のご案内

平成20年度の所得証明書などの発行開始日は、次のとおりです。

- ・特別徴収の人 5月12日(月)
- ・普通徴収の人 6月10日(火)

特別徴収とは、勤務先で給与からの天引きにより町県民税を納付する方法で、普通徴収は、納付書または口座振替により自分で納付する方法です。

なお、本人以外の方が窓口に来庁する場合は(同居の家族でも)必ず「委任状」が必要です。また、本人になりすました虚偽の届出や、不正な手段による証明書の請求を防止するため、窓口では身分証明書の確認を行なっています。みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

掲示板

福祉課 ☎ 932-1151 (内線 126 番)

6月1日は人権擁護委員の日です

人権擁護委員は、国民のみなさんが人として幸せな毎日を送っていくための権利 — 「人権」 — が侵害されないよう常に注意をはらっています。

また、人権が侵害されたときは、被害救済のため、速やかに適切な処置をとり、また、人権の大切さについての理解を深めてもらうための活動も行なっています。

人権擁護委員は、あなたの街の身近な相談パートナーとして、家庭内のもめごとや隣近所とのトラブル、いじめや差別などの相談に応じています。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

～お互いに人権を守って
明るい社会をつくること
私たち人権擁護委員の願いです～

人権擁護委員はいつでも相談を受け付けています

「全国一斉特設人権相談所」を開設します

- 日 時 6月5日(木) 13:00～16:00
- 場 所 福祉センター



税務課 ☎ 932-1151 (内線 135 番)

固定資産税の納税通知書を送付します

平成20年度の固定資産税納税通知書を5月中旬に送付します。この通知書には、土地と家屋の明細もついていますので、内容に誤りがないかご確認ください。

「去年、家を壊したのに、まだ課税されている」
「去年、土地を売ったのに、まだ課税されている」
「明細書の数字や表示がおかしい」

など、不明な点がありましたら役場税務課にお問い合わせください。

また、登記をされていない家屋の新築や増築、取り壊しをされた場合もご連絡ください。

子ども教育課 ☎ 932-1151 (内線 272 番)

**児童手当を受給しているみなさんへ
6月は現況届の提出を！**

児童手当を受給している人は、毎年6月に現況届を提出しなければいけません。

この届は、毎年6月1日における状況を記載して、児童手当を引き続き受給する要件に該当するかどうかを確認するためのものです。

この届の提出がないと、6月分以降の手当が受給できなくなりますのでご注意ください。

●現況届に必要な添付書類

- ・健康保険被保険者証の写し 請求者が被用者(サラリーマンなど)の場合に提出してください。
- ・児童手当用所得証明書 本年1月1日に本町に住所がなかった場合に提出してください。
- ・印鑑
- ・その他、必要に応じて提出する書類があります。

住民課 ☎ 932-1151 (内線 111 番)

**戸籍の窓口での「本人確認」
が法律上のルールになります**

平成20年5月1日から、戸籍の窓口では、運転免許証や写真付き住民基本台帳カードなどの証明書による「本人確認」が法律上のルールになりました。

戸籍は、結婚したことや離婚したこと、親子の関係などが記載される大切なものです。このような戸籍の証明書は、他人に取得されないようにしなければなりません。また、他人が虚偽の届出をすることにより、戸籍に真実でない記載がされることのないようにしなければなりません。

このために、今回、戸籍法の改正が行われたものです。

主な内容は次のとおりです。

●窓口では

- ・窓口に来られた人について、運転免許証や写真付き住民基本台帳カードなどの写真付きの本人確認書類などの提示により、確認を行います。
- ・代理人や使いの人は、委任状により代理権限の確認を行います。

●郵送では

本人確認書類の写しを同封し、返送先は現住所とすることが必要です。

●戸籍の届出は

養子縁組、協議離婚、婚姻、協議離婚または認知の届け出は本人確認を行います。また、窓口に来た人が本人と確認できない場合は、届出が受理されたことを本人に通知します。

固定資産税
5月の納税
1期分

町の人口

平成20年4月1日現在
() = 前月比

- 男性 12,585人 (-58)
- 女性 13,174人 (-16)
- 合計 25,759人 (-74)
- 世帯数 9,411戸 (+18)